

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 1 月 10 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800255号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800118号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年9月1日から平成6年6月6日まで

C社に勤務し、C社の親会社であるA社の厚生年金保険の被保険者だった期間のうち、請求期間の加入記録がない。C社には昭和62年1月5日から平成6年6月5日までの期間、継続して勤務していたが、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和63年9月1日となっている。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、C社に昭和62年1月5日から平成6年6月5日までの期間、継続して勤務し、C社の親会社であるA社の厚生年金保険の被保険者であった旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者のA社の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は請求内容どおりの昭和62年1月5日であるものの、同被保険者資格喪失年月日は昭和63年9月1日であることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録においても、請求者のA社に係る被保険者資格の取得年月日は昭和62年1月5日、離職年月日は昭和63年8月31日となっており、厚生年金保険の記録と符合している上、企業年金連合会で管理している請求者に係る厚生年金基金の加入員記録も厚生年金保険の記録と符合している。

さらに、B社の担当者は、請求期間当時の資料は何も残っていない旨陳述している上、請求期間において、A社の厚生年金保険の加入記録が確認できる24名の従業員に照会を行ったところ、回答があった者のうち1名は請求者を記憶していたものの、請求者の退職時期は覚えておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。